

長浜市商工会からのお知らせ

2021/10/1 第3号

長浜市商工会

TEL : 0749-78-2121

FAX : 0749-78-1300

～お役立ち情報～

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた県内事業者のみなさまへ

① 滋賀県営業時間短縮等の要請に係る協力金

給付対象：営業時間短縮等の要請にご協力いただいた飲食店や商業施設等

② 国の月次支援金

給付対象：緊急事態措置またはまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等

③ 滋賀県酒類販売事業者支援金

給付対象：酒類の提供停止を伴う休業要請や営業時間短縮等の要請に応じた飲食店との取引がある酒類販売事業者

④ 滋賀県事業継続支援金・・・詳細は下記の通りです

⑤ 事業者に対する融資

- ・短期事業資金（コロナ枠）
- ・セーフティネット資金（コロナ新規枠・コロナ借換枠）



各種支援策の詳細については滋賀県 HP をご覧ください

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/syougyou/321019.html>

滋賀県事業継続支援金（第2期）の受付が始まりました（第1期との併給可）

【支給対象者】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける中小企業等・個人事業主で、下記要件のいずれかにあてはまる方（但し、2021年6月30日までに開業していること）

- ① 国の「月次支援金」を2021年7月または8月のいずれかの月で受給した方
- ② 2021年7月または8月のいずれかの月の売上が2019年または2020年の同月に比べて50%以上減少した方
- ③ 2021年7月と8月の売上の合計が、2019年または2020年の7月と8月の売上の合計額に比べて30%以上減少した方

【支給額】： 中小企業等 20万円 個人事業主 10万円

【申請期間】： 10月29日（金）まで（郵送の場合消印有効）

詳細は滋賀県 HP をご覧ください <https://shiga-keizokushien.com/2nd/>

問合せ先：滋賀県事業継続支援金コールセンター（0570-200-575）

10月は、「滋賀県ちいさな企業応援月間」です

滋賀県下では、各関係団体（経済団体、支援機関、金融機関、市町等）などが連携・協働して、経営、販路、創業、技術、人材育成、地域活性化などに関する事業（講習会、セミナー、イベント等）を実施されます。

参加料無料のところが多いです。ぜひ参加されてみてはいかがでしょうか!!

例) 記帳相談、事業継承相談会、知的財産相談会、金融相談会など

詳細は滋賀県 HP をご覧ください

応援月間の事業一覧 <https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5273120.pdf>

滋賀県最低賃金改正のお知らせ（発効日 令和3年10月1日）



滋賀県最低賃金（時間額） 896円（昨年より+28円）

滋賀県最低賃金（地域別最低賃金）は、年齢や正社員、契約社員、パート、学生 アルバイト等の雇用形態や呼称にかかわらず、滋賀県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

問合せ先：滋賀労働局 賃金室 077-522-6654

詳細は滋賀労働局 HP をご覧ください

https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/saitei_chingin.html

業務改善助成金について

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POS システム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部が助成されます。

問合せ先：滋賀労働局 雇用環境・均等室 077-523-1190

詳細は厚生労働省、業務改善助成金のページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/zigyonushi/shienjigyuu/03.html